議案第17号

亀山市住居表示審議会条例等の一部改正について

亀山市住居表示審議会条例等の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年2月27日提出

亀山市長 櫻井 義 之

別 紙

亀山市住居表示審議会条例等の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

亀山市住居表示審議会条例等の一部を改正する条例

(亀山市住居表示審議会条例の一部改正)

第1条 亀山市住居表示審議会条例 (平成17年亀山市条例第 110号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

(亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第2条 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (平成17年亀山市条例第98号) の一部を次のように改正する。

第10条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

(亀山市水道水源保護条例の一部改正)

第3条 亀山市水道水源保護条例 (平成17年亀山市条例第139 号) の一部を次のように改正する。

第14条第4項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において現に市議会議員のうちから 委嘱された亀山市廃棄物減量等推進審議会の委員である者の任期 は、第2条の規定による改正前の亀山市廃棄物の処理及び清掃に 関する条例第11条第1項の規定にかかわらず、その日に満了す る。